

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和5年6月30日（諮問（個）第3号）

答申 日：令和6年3月14日（答申（個）第3号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、令和5年2月17日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第18条第2号の非開示情報（開示請求者以外の個人に関する情報）を開示することとなるため、条例第21条第2項に基づき、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年4月3日付け4総第03300001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月5日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
我が子のことであり、又、調査を行っている等、個々の発言等もあり、開示すべきである。
- 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 説明を受けていないので、説明を求める。
- (2) 調査及び公表しているのに開示しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本県の保有個人情報開示制度において、何人も、条例第16条第1項の規定により、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ、同条第2項の規定により、未成年者の法定代理人は、本人に代わって当該開示の請求をすることができる。

ただし、開示請求者以外の個人に関する情報は、条例第18条第2号の規定に基づく非開示情報であり、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、条例第20条の規定により、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

そして、実施機関は、当該開示請求を拒否するときは、条例第21条第2項の規定により、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- (2) 本件開示請求では、審査請求人の子に関する県の調査の存在が前提となっているが、審査請求人の子は本件開示請求日時点で未成年者ではなく、未成年者の法定代理人でない審査請求人には、子に関する情報の開示請求権はない。
- (3) 本件開示請求に係る書面の中に審査請求人を本人とする保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、「子に関する県の調査があったか否か」という「請求者以外の個人に関する情報」を開示、すなわち非開示情報を開示することとなるため、実施機関は、本件開示請求を拒否することとし、条例第21条第2項の規定により、本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、審査請求人の子に関する県の調査の存在を前提とした保有個人情報の開示が求められている。

2 請求された保有個人情報の存否に関する情報について

(1) 条例第 20 条について

条例第 20 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(2) 条例第 20 条の解釈について

この規定は、例えば、開示請求者以外の個人に関する情報（非開示情報）の存在を前提とした保有個人情報の開示請求があった場合、非開示決定を行うだけで、その前提となる非開示情報の存在が明らかにされることとなるなど、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、非開示情報を開示することになる場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、開示請求に係る保有個人情報に含まれる情報が非開示情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る保有個人情報に含まれる情報が非開示情報に該当すること、及び②開示請求された保有個人情報が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示すると同様の状況が生じることの 2 つの要件を備えていることが必要であると解される。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求された保有個人情報の存否を答えること自体が条例第 18 条第 2 号の非開示情報を開示することとなるから、条例第 20 条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記 2 (2) ①②の 2 要件の該当性を検討する。

(2) 要件①の該当性について

本件開示請求では、審査請求人の子に関する県の調査の存在を前提とした保有個人情報の開示が求められており、開示請求に係る保有個人情報に含まれる情報（審査請求人の子に関する県の調査の情報）が条例第 18 条第 2 号の非開示情報（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当することは明らかである。

なお、審査請求人の子は本件開示請求日時点で未成年者ではなく、審査請求人には、審査請求人の子に関する情報の開示請求権はないため、審査請求人の子の情報であっても非開示情報になる。

(3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求された保有個人情報があるという開示決定を行えば、審査請求人の子に関する県の調査が存在することを答えることになり、また開示請求された保有個人情報がないという非開示決定を行えば、審査請求人の子に関する県の調査は存在しないと答えることになる。いずれにしても開示請求者以外の個人に関する情報（審査請求人の子に関する県の調査の情報）の存在の有無を答える結果となり、非開示情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が条例第 20 条を適用して行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和 5 年 6 月 30 日	○諮問（実施機関）
令和 5 年 7 月 13 日	○審議
令和 5 年 8 月 23 日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和 5 年 9 月 27 日	○審議
令和 5 年 12 月 19 日	○審議
令和 6 年 2 月 16 日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第 1 部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年2月17日	我が子が学校に行けないことに関する調査、決裁に係る 全ての書面